

# 横浜市私立幼稚園 2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱

制 定 平成30年6月18日 こ子第353号（副市長決裁）  
最近改正 令和2年4月1日 こ子第321号（副市長決裁）

## （目的）

- 第1条 この要綱は、一時預かり事業実施要綱（平成27年7月17日27文科初第238号及び雇児発0717第11号）の一部改正（平成30年5月10日30文科初第160号及び子発0510第1号）に基づき、幼稚園の保育資源を活用して、長時間保育を必要とする2歳児を受け入れる「私立幼稚園2歳児受入れ推進事業」をモデル事業として実施するにあたり、運営費等を補助することにより、多様な保育ニーズへの対応、及び保育所待機児童解消を図ることを目的とする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例によるものの他、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### （1）幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するもののうち、横浜市内に設置されている私立幼稚園をいう。

### （2）保育を必要とする児童

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして市町村の教育・保育給付認定3号を受けた児童をいう。

### （3）私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

幼稚園の保育資源を活用して、2歳児を受け入れるための教育施設や保育環境を整え、保育を必要とする2歳児に対して保育を行う事業をいう。

### （4）横浜市私立幼稚園等預かり保育事業

幼稚園及び認定こども園が、在園児に対し、教育課程に係る教育時間の前後又は休業日（長期休業日を含む）に保育を行う、次の各号の補助対象事業のことをいう。

ア 「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業実施要綱」（令和元年9月30日 こ子第714号）

イ 「横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業実施要綱」

（令和元年9月30日 こ子第714号）

## （事業内容）

第3条 2歳児受入れ推進事業は、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を実施する幼稚園が、保育を必要とする2歳児に対し、その保護者との契約により、次の事業を実施するものとする。ただし、当該園が利用児童に対し、3歳児以降においても、第3条に定める事業内容と同等の預かり保育を提供できる場合、当面の間横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を実施予定とすることができる。

### （1）開所時間

午前9時から午後2時までを含む、1日につき8時間以上又は11時間以上とする。

### （2）開所日数

原則として、年間を通じて月曜日から土曜日までの実施とする。ただし、土曜日の開所については、保護者のニーズを踏まえて実施しないことも可能とする。休園日は、日曜、祝日、休日及び年末12月29日から1月3日までとするほか、土曜日の開所を行わない場合については、夏休み期間中に5日を限度として休園できることとする。

また、利用児童が3歳児以降においても、引き続き当該幼稚園での受け入れが可能となるよ

う、保護者の就労の状況等を踏まえて、適切に預かり保育を行うこと。

(利用児童の受入枠)

第4条 幼稚園は、利用児童の受入枠について、本市と相談の上、7人から12人までの間であらかじめ設定し、事業実施計画書(第1号様式)により市長へ報告すること。

2 幼稚園は、受入枠の範囲では、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。また、受入枠を超える申込みがあった場合には、各園において公正な方法により、保育の必要度の高いものから優先して受入れを行うこと。

3 前項の、受入枠を超えた申込みがあった場合、幼稚園は受入対象者の決定方法を含め、受入対象者報告書(第2号様式)により市長へ報告すること。

(事業実施園の決定)

第5条 本事業実施園の決定は、横浜市子ども・子育て会議において、その適否を審査し、市長が行う。

(補助金交付対象)

第6条 市長は、当該事業を実施する幼稚園設置者(以下「設置者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助額)

第7条 補助の対象とする経費は次の各号に定めるものとする。

(1) 開設準備費

当該事業の開設に必要な修繕や備品等に要する経費

(2) 運営費

事業実施のために必要な職員、調理員の費用、保育材料費

2 補助金の額は、別表に定める通りとする。ただし、運営費補助の算定に使用する額とは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の定めによるもののほか、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の基準等(平成27年3月31日内閣府告示第49号)により、国の定めるところに基づいた額とする。なお、前述の国の定めるところに基づいた額とは、当該事業を実施する毎年度4月1日時点に公表されている金額を使用し算定する。

(補助対象児童)

第8条 本事業の補助対象児童は、横浜市内に居住する2歳の誕生日を迎えた満3歳未満の小学校就学前子ども(子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。)の保育を必要とする2歳児で、幼稚園の満3歳児クラス又は3歳児クラスに入園するまでの児童をいう。

2 前項について、3歳の誕生日を迎えた児童については、継続して保育を必要とする要件を満たしているか園が確認すること。

3 補助対象児童においては、受入れ時点だけではなく、受入れ期間中においても保育を必要とする要件に該当し続けていることを要件とする。

4 保育を必要とする児童であることの確認については、受入れ時に子ども・子育て支援給付支給認定証により幼稚園において行うこととする。

5 前項の確認において、幼稚園は、当該児童の保育時間を設定し、本事業の利用について保護者と契約をすること。保育時間については、第3条第1号の開所時間の範囲内で、子ども・子育て支援給付支給認定証に記載された保育必要量が短時間の場合は8時間、標準時間の場合は11時間に設定すること。

6 幼稚園は、第4項の確認にあたり、毎月1日現在の補助対象児童について利用児童名簿(第3号様式)を用いて市長へ報告する。

(保護者負担)

第9条 幼稚園は、この事業の実施にあたって、保護者に利用料及び必要に応じて実費負担を求めることができる。

2 前項の園児一人あたりの利用料は、保育時間が8時間の場合は月額上限57,200円、保育時間が11時間の場合は月額上限額を58,100円とし、園が決定する。

(設備基準及び保育内容)

第10条 この事業の設備基準は次のとおりとする。

- (1) 実施場所は園舎内の保育室等を利用し、利用児童1人当たり1.98㎡以上の面積を確保すること。
- (2) 屋外遊戯場は2歳児以外の園庭面積の設置基準に加え、1人当たり3.3㎡以上であること。
- (3) 当該事業に関しては、給食の提供を必須としない。給食を提供し、調理室を設置する場合には、定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。ただし外部搬入で提供する場合は、調理室の設置は義務付けない。
- (4) 前号の給食の実施については、保存、加熱のための調理設備を配することとし、調理設備及び食器関係は衛生的な管理に努め、細心の注意を払うこと。また、栄養並びにアレルギー疾患等を含む児童の身体的状況及び施行を考慮したものであること。
- (5) 便所は定員に見合う設備及び面積を有していること。
- (6) 医務室は静養できる機能を有すること。事務室等との兼用も可とする。
- (7) 児童福祉法施行規則第36条の35第2号イ、ニ及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。

2 前項の規定のほか、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」(平成19年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知)を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえた保育を行うよう留意すること。

3 前2項の規定を達成するため、幼稚園はクラス編成を行い事業実施にあたりとともに、保育内容の検証を市とともに行うこと。

(職員配置)

第11条 本事業に従事する者(以下、「専任担当職員」という。)は、保育士資格又は幼稚園教諭免許状を有するか、市町村が行う研修を修了した者(以下「子育て支援員」という。)とし、公定価格や私学助成経常費補助金等の対象となる職員は含まず、本事業に専ら従事する者とする。

2 幼稚園は、本事業の実施にあたって、利用児童6人に対して1人の専任担当職員を配置しなくてはならない。そのうち2分の1以上は保育士としなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、常時2人以上の専任担当職員を配置しなくてはならない。

4 第2項の配置基準による必要人数が1人の場合であって、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園の職員(保育士又は幼稚園教諭免許を有するものに限る)による支援を受けられる場合には、専任担当職員1人とすることができる。

(交付申請)

第12条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付申請書(第4号様式)を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項の規定により前項の申請書に添付する書類は、次の各号に規定する様式を用いなければならない。

- (1) 事業実施計画書(第1号様式)

- (2) 専任担当職員名簿（第5号様式）
- (3) 収支予算書（第6号様式）

（交付決定通知）

第13条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。ただし、第7条第1項第1号の経費に係る交付決定通知は横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業開設準備費補助金交付決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金不交付決定通知書（第9号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第14条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日後の日とする。

（実績報告）

第15条 補助金規則第14条第1項第1号により、設置者は以下に定める通り当該事業の実績を市長に報告しなければならない。

1 第7条第1項第1号に係る経費について、設置者は当該年度の補助事業が終了したときに、速やかに横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業開設準備費補助金実績報告書（第10号様式）に次の各号の書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 実績明細書（第11号様式）
- (2) 収支計算書（第12号様式）

2 第7条第1項第2号に係る経費について、設置者は第12条第2項に基づく交付の申請を行うときに、速やかに横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金実績報告書（第13号様式）に次の各号の書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 実績明細書（第11号様式）
- (2) 利用児童名簿（第14号様式）
- (3) 専任担当職員名簿（第15号様式）

また、設置者は当該年度の補助事業が終了したときに、速やかに横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金収支報告書（第16号様式）に収支計算書（第17号様式）、人件費の支出状況（第18号様式）を添えて市長に報告しなければならない。

3 補助金規則第14条第1項2号及び3号の規定による書類の添付については省略できるものとする。

4 開設準備費において、補助金規則第24条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合、補助金規則第14条第1項4号及び5号に基づき、次の各号の書類を添付して報告しなければならない。

- (1) 入札の結果がわかる書類又は見積書の写し
- (2) 市内事業者であることを証する書類又はその写し

（補助金額の確定通知）

第16条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金確定通知書（第19号様式）及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業開設準備費補助金確定通知書（第20号様式）により行うものとする。

（補助金交付時期の例外）

第17条 第7条第1項第1号に定める開設準備費については、補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第17条ただし書の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができるも

のとする。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合は、概算払いとする。
- 3 概算払いにより補助金を受領した場合は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業開設準備費補助金実績報告書(第10号様式)に必要な事項を記載することにより、概算払金の精算を行うものとする。

(補助金交付の請求)

第18条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金請求書(第21号様式)により行わなければならない。

(事故報告)

第19条 設置者は、幼稚園で当該事業を実施する時間帯において、補助対象児童に次の各号に掲げる重大事故等が発生した場合には、事故報告書(第22号様式)により市長に報告しなければならない。

- (1) 死亡事故又は重傷事故事案
- (2) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等
- (3) 不審者の侵入、置き去り、行方不明等

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 設置者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第23号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。なお、設置者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

(補助金に関する調査)

第21条 市長は、補助金の執行状況について必要があると認めるときは、設置者に対して報告を求め、又は職員をして調査させることができる。

(関係書類の保存期間)

第22条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第23条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成30年6月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、令和2年度以降の補助事業について適用し、令和元年度までの補助事業については、なお従前の例による。

別表（第7条第2項）

開設準備費 (初年度のみ)	7,000,000円（上限）			
運営費補助額	実施類型 利用時間	給食実施あり (自園または連携施設からの搬入)	給食実施あり (外部搬入)	給食実施なし
	8時間利用	82,530円	72,740円	64,740円
	11時間利用	86,260円	76,000円	68,000円

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金  
事業実施計画書兼実績明細書

1 事業概要

事業実施期間	年 月 から 年 月まで
実施曜日	月・火・水・木・金・土・日
開所日数	日/年
実施日数	日/年
開所時間	時 分 から 時 分 まで ( 8時間開所 11時間開所 )
利用児童の受入枠	人
給食の実施の有無	<input type="checkbox"/> あり（自園または連携施設からの搬入） <input type="checkbox"/> あり（外部搬入等） <input type="checkbox"/> なし
土曜日実施の有無	あり なし

2 事業実施状況

預かり時間	利用時間							
	①8時間		②8時間超～10時間未満		③10時間以上～11時間未満		④11時間	
	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
合計	人	回	人	回	人	回	人	回

3 運営費補助

①8時間  人 ×  補助額(月額) 円 =  円

②11時間  人 ×  円 =  円

運営費補助計  円

4 開設準備費補助

円

5 合計

円

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金  
受入対象者報告書

幼稚園名 \_\_\_\_\_

	児童氏名 (生年月日)	保護者氏名	住 所	受入 可否	備考
1	( . . )				
2	( . . )				
3	( . . )				
4	( . . )				
5	( . . )				
6	( . . )				
7	( . . )				
8	( . . )				
9	( . . )				
10	( . . )				
11	( . . )				
12	( . . )				
13	( . . )				
14	( . . )				
15	( . . )				
16	( . . )				
17	( . . )				
18	( . . )				
19	( . . )				
20	( . . )				

↑横浜市外在住の園児は補助対象外です。

受入枠を超えた場合の受入れ対象者の決定方法



年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金  
利用児童名簿  
( 年 月分)

幼稚園名 \_\_\_\_\_

児童氏名 (生年月日)	保護者氏名	住 所	※1 該当 区分	※2 保育 必要量	新規又は継続	備考
( . . )				短時間 標準時間	新規・継続	
( . . )				短時間 標準時間	新規・継続	
( . . )				短時間 標準時間	新規・継続	
( . . )				短時間 標準時間	新規・継続	
( . . )				短時間 標準時間	新規・継続	
( . . )				短時間 標準時間	新規・継続	
( . . )				短時間 標準時間	新規・継続	
( . . )				短時間 標準時間	新規・継続	
( . . )				短時間 標準時間	新規・継続	
( . . )				短時間 標準時間	新規・継続	
( . . )				短時間 標準時間	新規・継続	
( . . )				短時間 標準時間	新規・継続	

↑横浜市外在住の園児は  
補助対象外です。

※1 該当区分の欄には、保育を必要とする理由について、下記より該当する番号を記入してください。  
①居宅外労働 ②居宅内労働 ③出産等 ④疾病等 ⑤病人の介護等 ⑥家庭の災害 ⑦その他  
該当区分が「⑦その他」である場合は、備考欄に具体的理由を記入してください。

※2 保育必要量の欄には、教育・保育給付認定決定通知書に記載の保育必要量（短時間又は標準時間）に○をつけてください。



年 月 日

年度 横浜市私立幼稚園2歳受入れ推進事業補助金  
交付申請書兼実績報告書

横浜市 長

法人所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

法人代表者職氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、当該事業の実施につきましては、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱第3条の要件に基づき実施いたします。

1 幼稚園名 \_\_\_\_\_

2 交付申請金額 \_\_\_\_\_ 円

3 申請する補助金の種類

( ) 開設準備費補助（事業開始時のみ対象）

( ) 運営費補助

4 添付書類

添付する書類について ( ) 内に○を付けてください。

( ) 事業計画書兼実績明細書（第1号様式）

( ) 利用児童名簿（第14号様式）

( ) 専任担当職員名簿（第5号様式）

( ) 収支予算書（第6号様式）

( ) 利用者向けパンフレット

第5号様式（第12条関係）兼第15号様式（第15条関係）

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金  
専任担当職員名簿

幼稚園名 \_\_\_\_\_

1 専任担当職員

職員氏名	生年月日	常勤・非常勤の別	資格の種類
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	

2 添付書類

(1) 資格証、免許状又は研修修了証等の写し（第15号様式として提出する場合は添付不要）

注1) 2歳児受入れ推進事業を専任担当する職員のみ記入してください（学級担任等との兼任は不可）。

注2) 公定価格及び私学助成経常費補助等の補助金の交付対象となる職員は記入できません。

注3) 上記の専任担当職員に変更が生じた場合、当名簿を再提出してください。

**年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）  
収支予算書**

幼稚園名 \_\_\_\_\_

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
横浜市補助金収入 (開設準備費)	_____ 円	工事費 内訳	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
その他収入	_____ 円	備品費 内訳	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
合 計	_____ 円	合 計	_____ 円

注) 対象経費よりも横浜市補助金収入と利用料収入の合計額が支出金額を上回る場合、補助は減額となります。

法人名 \_\_\_\_\_

法人代表者職氏名 \_\_\_\_\_

横浜市 長

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金  
交付決定通知書兼確定通知書

先に申請のありました 年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金については、次のとおり条件をつけて交付することを決定し、その額を確定しましたので、通知します。

1 幼稚園名 \_\_\_\_\_

2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 交付条件

- (1) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱、横浜市補助金等の交付に関する規則の定めに従ってください。
- (2) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行ってください。

法人名 \_\_\_\_\_

法人代表者職氏名 \_\_\_\_\_

横 浜 市 長

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業  
開設準備費補助金交付決定通知書

先に申請のありました 年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業開設準備費補助金については、次のとおり条件をつけて交付することを決定しましたので、通知します。

1 幼稚園名 \_\_\_\_\_

2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 交付条件

- (1) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱、横浜市補助金等の交付に関する規則の定めに従ってください。
- (2) 事業完了後、速やかに横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金実績報告書を提出してください。補助金申請額は、見込みに基づき交付決定額を算出していますので、実績報告書に基づいて補助金額を変更することがあります。
- (3) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行ってください。

法人名 \_\_\_\_\_

法人代表者職氏名 \_\_\_\_\_

横浜市 長

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金  
不交付決定通知書

先に申請のありました \_\_\_\_\_ 年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金については、次のとおり不交付とすることを決定しましたので、通知します。

1 幼稚園名 \_\_\_\_\_

2 不交付の理由



年 月 日

年度 横浜市私立幼稚園2歳受入れ推進事業  
開設準備費補助金実績報告書

横浜市 長

法人所在地

法人名

法人代表者職氏名



年 月 日 号により交付決定を受けた横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業  
補助金について、次のとおり実績報告をします。

1 幼稚園名

2 補助金受領金額 円

3 補助金受領年月日 年 月 日

4 補助金執行金額 円

5 差引残額 円

6 添付書類

添付する書類について（ ）内に○を付けてください。

（ ） 実績明細書（第11号様式）

（ ） 収支計算書（第12号様式）



年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）  
 収支計算書

幼稚園名 \_\_\_\_\_

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
横浜市補助金収入 （開設準備費）	_____ 円	工事費 内訳	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
その他収入	_____ 円		
		備品費 内訳	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
合 計	_____ 円	合 計	_____ 円

注) 対象経費よりも横浜市補助金収入と利用料収入の合計額が支出金額を上回る場合、補助は減額となります。



年 月 日

横浜市 長

所在地 \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_  
法人代表者職氏名 \_\_\_\_\_ (印)

年度 横浜市私立幼稚園 2歳児受入れ推進事業補助金  
収支報告書

横浜市私立幼稚園 2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱第15条に基づき、私立幼稚園 2歳児受入れ推進事業補助金の収支について、関係書類を添えて報告します。

1 幼稚園名

\_\_\_\_\_

2 提出書類

- (1) 収支計算書(第18号様式)
- (2) 人件費の支出状況(第19号様式)

**年度 横浜市私立幼稚園 2歳児受入れ推進事業補助金  
収支計算書**

幼稚園名 \_\_\_\_\_

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
横浜市補助金収入	_____ 円	人件費	_____ 円
		専任担当職員分	_____ 円
		その他	_____ 円
		保育教材費	_____ 円
利用料収入	_____ 円	給食代	_____ 円
		おやつ代	_____ 円
その他収入	_____ 円	その他支出	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
合 計	_____ 円	合 計	_____ 円

注) 対象経費よりも横浜市補助金収入と利用料収入の合計額が支出金額を上回る場合、補助は減額となります



法人名 \_\_\_\_\_

法人代表者職氏名 \_\_\_\_\_

横浜市 長

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業  
開設準備費補助金確定通知書

先に交付決定した \_\_\_\_\_ 年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金については、実績報告に基づき、交付額を次のとおり確定したので通知します。

1 幼稚園名 \_\_\_\_\_

2 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円



年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金  
請求書

円

年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

横浜市 長

法人所在地

法人名

法人代表者職氏名

幼稚園名



振込先金融機関

銀行名	
支店名	
口座の種類	
口座番号	
口座名義人	

本件振込みについては上記名義人宛振込願います。

設置者名（法人名）

法人代表者職氏名



# 事 故 報 告 書

【第 報】

年 月 日

横 浜 市 長

設置者所在地  
法人名  
法人代表者職氏名

・事故事案（重傷事故・その他）について、次のとおり報告します。

園 名			
園の所在地	〒		TEL
園長名			
発生日時・場所	年 月 日 ( )	時 分	発生場所：
ふりがな			
児童名			
生年月日	年 月 日	歳 ( )	か月)
性別	男 ・ 女		
保護者名			
保護者住所	〒		
保護者連絡先	TEL		
診断名（既往症）	全治		既往症：
病院名			
病院所在地	〒		TEL
担当医師名			
事故対応マニュアルの状況	有り ・ 無し	事故予防に関する研修の直近の実施日	年 月 日

※裏面も記入してください。

※速やかに電話で報告した上で、この報告書を提出してください。（報告先：こども青少年局子育て支援課）

**市使用欄**

<input type="checkbox"/> 電話報告	年 月 日 ( )	AM ・ PM	:	受信者	
<input type="checkbox"/> 文書報告	年 月 日 ( )	AM ・ PM	:	受信者	



事故報告書

発生日時	月 日 時 分 AM・PM	施設・事業種別（保育所等）	幼稚園
発生場所	園舎内・園庭・公園・その他（ ）		児童の年齢 歳 か月
事故・症状の内容	死亡・けが（ ）・その他（ ）		
発生状況（時系列毎、詳細に記入してください）	時間	発生前から発生時までの状況・対応	保護者への対応
	:		
	時間	発生後の対応（報道発表を行う場合にはその予定・実績を含む）	保護者への対応
	:		
当該事故に特徴的な事項			
事故発生の要因分析	要因	分析	再発防止のための改善策
	施設としての危機管理 （マニュアル、研修、職員配置等）		
	建物・設備・遊具・部屋の構造上の課題		
	保育・教育内容 （活動内容・環境構成等）		
	人的面 （担当職員の配置状況、動き、関わり）		
その他			
備考			

注意喚起と再発防止の観点から、この面の記載内容は、園名・個人情報を削除したうえで、他園へ情報提供することがあります。



年 月 日

横 浜 市 長

法人所在地 \_\_\_\_\_  
法 人 名 \_\_\_\_\_  
法人代表者職氏名 \_\_\_\_\_ ㊞  
幼稚園名 \_\_\_\_\_

## 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日に交付決定を受けた横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進推進事業補助金交付要綱第14条に基づく補助金の確定額

\_\_\_\_\_ 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

\_\_\_\_\_ 円

- 3 添付書類

- (1) 積算内訳報告書  
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）  
(3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写）

## 積算内訳報告書

- 1 幼稚園名 \_\_\_\_\_
- 2 代表者職氏名 \_\_\_\_\_
- 3 園の所在地 \_\_\_\_\_
- 4 補助事業名 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進推進事業補助金
- 5 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

### 6 概要

(1) 消費税の申告の有無

有・無

(2) 消費税の申告が有る場合

ア 補助金の使途の内訳

区分	課税仕入				非課税仕入	合計
	課税仕入	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経費の内訳						
	計					

イ 課税売上割合

ウ 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

(3) 消費税の申告が無い場合

- 免税事業者であり、確定申告を行っていないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない
- 消費税を簡易課税方式により申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- 個別対応方式において、補助金に係る消費税を全て「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- 特定収入割合が5%を超えているため、特例計算を適用しており、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- 補助金の使途が全て非課税仕入れに該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない
- (その他)